

清須市介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援通所サービスの概要・指定基準について

令和3年4月

清須市健康福祉部高齢福祉課

1. 基本方針

生活支援通所サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

また、利用者が必要以上にサービスに頼ることなく、住みなれた地域で生きがいを持って生活を送ることができるよう必要な支援を行うことにより、利用者の生活の質の向上を目指すものとする。

2. 利用対象者

要支援1・2の認定を受けた者又は事業対象者

3. サービスの内容／サービス提供時間

機能訓練、軽運動、レクリエーション、趣味活動、送迎、入浴など

半日型…所要時間3時間以上5時間未満（送迎に要する時間を除く）

1日型…所要時間5時間以上（送迎に要する時間を除く）

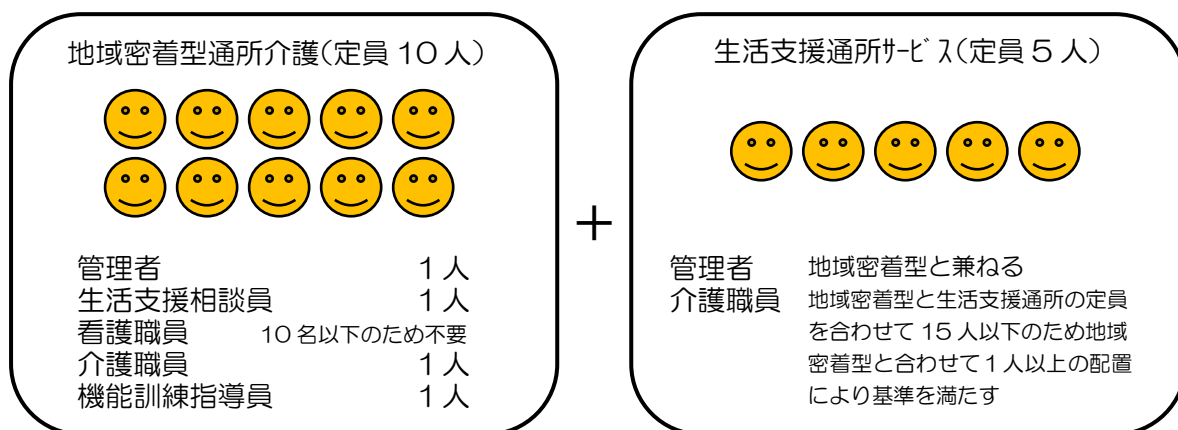
4. 人員に関する基準

生活支援通所サービスの人員に関する基準については以下のとおり。

管理者	専らその職務に従事する常勤の管理者を設置しなければならない。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 【備考】 基本的に一体的に提供する指定通所介護の事業の管理者が生活支援訪問サービスの管理者を兼ねます。その場合は、指定通所介護と生活支援通所サービスの管理者は合わせてひとつの職務とみなしますので、それ以外の職務を兼ねて従事することもできます。
生活相談員	配置不要
看護職員	配置不要
介護職員	■清須市内に所在する事業所 ・利用者の数が15人までの場合にあつては1以上 利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上（詳しくは2～3頁を参照） ■清須市外に所在する事業所 ・安全にサービスを提供するために必要な人数
機能訓練指導員	配置不要

地域密着型通所介護と生活支援通所サービスの定員を合わせて 18 人以下の事業所の場合の人員基準

例 1. 地域密着型通所介護（定員 10 人）と生活支援通所サービス（定員 5 人）を一体的に実施する場合。

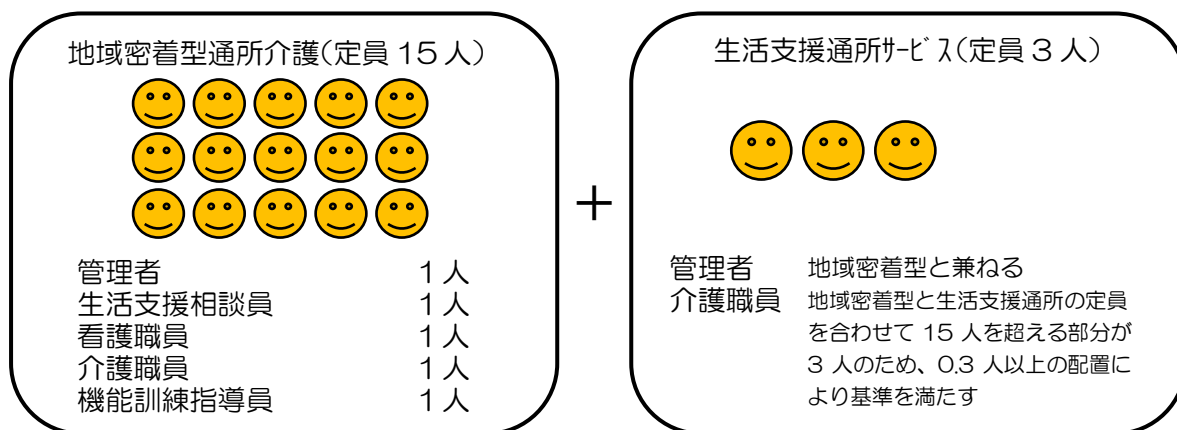


この場合、地域密着型通所介護の定員枠 10 人については地域密着型通所介護の利用者と生活支援通所サービスの利用者が利用可能。

生活支援通所サービスの定員枠 5 人については生活支援通所サービスの利用者のみが利用可能。

看護職員の配置ができない地域密着型の事業所については、このように地域密着型の定員を 10 名以下とし、残りを生活支援通所サービスの定員として設定することで看護職員の配置は不要となります。

例 2. 地域密着型通所介護（定員 15 人）と生活支援通所サービス（定員 3 人）を一体的に実施する場合。



この場合、地域密着型通所介護の定員枠 15 人については地域密着型通所介護の利用者と生活支援通所サービスの利用者が利用可能。

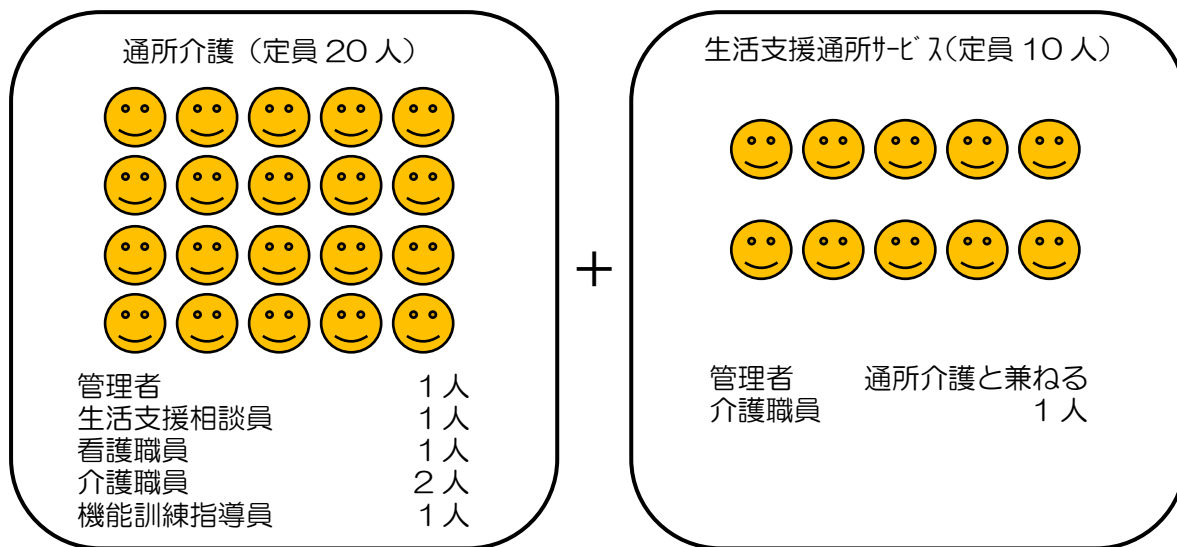
生活支援通所サービスの定員枠 3 人については生活支援通所サービスの利用者のみが利用可能。

看護職員が配置できる地域密着型の事業所については、地域密着型の定員を多く設定することで定員枠の自由度を高めることができます。

※他市町村で従前相当サービスの指定を受ける場合、従前相当サービスは地域密着型通所介護の定員枠の範囲でのサービス提供となります。

通所介護（地域密着型通所介護）と生活支援通所サービスの定員を合わせて 18 人を超える事業所の場合の人員基準

例 3. 通所介護（定員 20 人）と生活支援通所サービス（定員 10 人）を一体的に実施する場合。



通所介護の定員 20 人に対して介護職員 1 人（定員 15 人まで）+ 1 人（15 人を超える 5 人 \times 0.2 人）の計 2 人。
生活支援通所サービスの定員 10 人に対して介護職員 1 人（10 人 \times 0.1 人）。
従って、通所介護と生活支援通所サービス合わせて計 3 人の介護職員が必要となる。
この場合、通所介護の定員枠 20 人については通所介護の利用者のみ、生活支援通所サービスの定員枠 10 人については生活支援通所サービスの利用者のみが利用可能。

※他市町村で従前相当サービスの指定を受ける場合、従前相当サービスは通所介護（地域密着型通所介護）の定員枠の範囲でのサービス提供となります。

5. 設備に関する基準

生活支援通所サービスの設備に関する基準については以下のとおり。

設備基準	<p>■清須市内に所在する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 m²×利用定員以上の食堂及び機能訓練室等（実質的にサービスの提供が可能な場所） ・ 消火設備その他の非常災害時に際して必要な設備並びに生活支援通所サービスの提供に必要なその他設備及び備品等 <p>■清須市外に所在する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全にサービスを提供するために必要な広さの食堂及び機能訓練室等（実質的にサービスの提供が可能な場所） ・ 消火設備その他の非常災害時に際して必要な設備並びに生活支援通所サービスの提供に必要なその他設備及び備品等
------	---

6. 基本報酬及び加算

生活支援通所サービスの報酬と加算については以下のとおり。

■半日型

	利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算	サービス卒業加算
要支援1 事業対象者	月に4回まで	308 単位/回数	38 単位/日	225 単位/月	2,000 単位/月
	月に5回以上	1,540 単位/月			
要支援2	月に8回まで	308 単位/回数			
	月に9回以上	2,742 単位/月			

■1日型

	利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算	サービス卒業加算
要支援1 事業対象者	月に4回まで	347 単位/回数	38 単位/日	225 単位/月	2,000 単位/月
	月に5回以上	1,735 単位/月			
要支援2	月に8回まで	347 単位/回数			
	月に9回以上	3,085 単位/月			

■入浴介助加算（38 単位/日）

入浴介助を行った場合に算定可。

基本的に指定通所介護の入浴介助加算の要件に準ずる。

■運動器機能向上加算（225 単位/月）

利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるサービスを行った場合に算定可。

運動器機能向上計画については、市が示す様式に基づいて作成する。

また、機能測定にあたっては原則、清須市の身体機能測定マニュアルである「きよすスケール」に基づき実施するものとする。

その他については基本的に旧指定予防通所介護の運動器機能向上加算の要件に準ずる。

※機能訓練指導員の配置要件については、一体的に提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業で配置されていればよく、生活支援通所サービスで加算を算定するために新たに機能訓練指導員の配置をする必要はありません。

■サービス卒業加算（2,000 単位/月）

生活支援通所サービスの利用者が当該サービスの利用に頼らずとも地域の通いの場（市の一般介護予防教室、地域のサロン、趣味活動の場など）に継続的（週 1 回以上が目安）に参加することにより、住み慣れた地域で生きがいを持った生活が送れると認められ、サービスの利用を終了した場合に最後のサービス利用日の属する月に算定可。

算定にあたっては市に「サービス卒業加算の算定届出書」を提出する。

サービス卒業加算の給付率は 10 割とする。（利用者の自己負担は発生しない。）

7. 運営に関する基準

生活支援通所サービスの運営に関する基準については、基本的に旧介護予防通所介護の運営基準に準ずる。

8. 報酬の請求方法

国民健康保険団体連合会へ報酬を請求。A 7 のコードを使用。（詳細は「清須市単位数サービスコード表」を参照）

清須市の地域単価（6 級地 1 単位＝10.27 円）を用いて請求。

※令和 3 年 4 月より 7 級地から 6 級地へ変更。

9. 指定の方法

事業開始の前々月の末日までに清須市高齢福祉課に指定申請。（平成 30 年 4 月 1 日に事業を開始する場合は平成 30 年 2 月末日まで）

10. 指定の期間

原則 6 年間。

ただし、当該事業所が指定通所介護の指定を受けている場合については指定通所介護の指定期間の終了日まで。

11. その他

その他ご不明な点は清須市高齢福祉課までお問い合わせください。

清須市健康福祉部高齢福祉課 介護予防係
電 話：052-400-2911（代表）
ファックス：052-400-2963
電子メール：koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp